

南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン各国産電解二酸化マンガ ンに係る不当廉売関税の課税期間延長に関する調査の結果について

I. 調査の経緯

平成 24 年

- ・ 8 月 30 日 東ソー日向(株)及び東ソー(株)が不当廉売関税の課税期間の
延長申請
- ・ 10 月 30 日 調査開始(告示)、利害関係者等へ質問状を送付

平成 25 年

- ・ 3 月 利害関係者へ追加質問状を送付
- ・ 4 月～10 月 現地調査を実施
- ・ 10 月 15 日 調査期間を 5 か月間延長(告示)
- ・ 11 月 22 日 利害関係者に対し重要事実を通知
- ・ 12 月 13 日 重要事実に対する反論期限

(注 1) 南アフリカ、中国、スペイン及びオーストラリア各国産の電解二酸化マンガ
ンについては、東ソー日向(株)及び東ソー(株)からの課税の求めを受けて調査(当初調
査)を実施した結果、平成 20 年 6 月 14 日から暫定的に不当廉売関税を課したう
えで、確定措置として、平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日までを課税
期間として不当廉売関税を課してきた。

(南アフリカ 14.5%、中国 46.5% (紅星大龍 34.3%)、スペイン 14.0%、オース
トラリア 29.3%)

(注 2) 生産者が廃業したオーストラリア産は、延長申請の対象となっていない。

オーストラリア産については、平成 25 年 8 月 31 日に課税期間が満了。

(注 3) 課税期間延長の調査の対象である南アフリカ、中国及びスペイン各国産につい
ては、当該調査が終了する日までの間、引き続き不当廉売関税が課税。(関税定率法
第 8 条第 29 項)

Ⅱ. 調査結果の概要

1. 調査対象貨物

電解二酸化マンガン（主として、電池の材料に用いられる。）

2. 調査対象貨物の供給国

南アフリカ共和国（以下「南アフリカ」という。）、中華人民共和国（以下「中国」という。）及びスペイン

3. 調査対象期間

不当廉売された貨物の輸入の継続又は再発のおそれ

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

（市場経済の条件が浸透している事実

平成19年4月1日から平成24年3月31日まで）

本邦産業の損害の継続又は再発のおそれ

平成19年4月1日から平成24年3月31日まで

4. 不当廉売された貨物の輸入の継続又は再発のおそれ

（1）不当廉売の輸入の事実については、我が国への輸出価格と正常価格（輸出国における国内販売価格等）を比較して、我が国への輸出価格が正常価格より低い場合、これを不当廉売の輸入とするもの。

（2）不当廉売差額については、個々の生産者から提出された質問状への回答に基づいて、取引価格データの精査及び現地調査での証拠書類の確認等を行い、商取引の同一の段階（工場出荷段階が原則）に調整した上で算出した。質問状への回答が提出されなかった生産者については、調査当局が知ることができた事実に基づき算出した。

(3) 各供給国から我が国への輸出価格は、正常価格を下回っており、不当廉売輸入の事実が認められた。(表1)

(表1)

供給国（生産者）		不当廉売差額率 〔(正常価格－輸出価格)／輸出価格×100〕
南アフリカ		13.23%
中国		100～200%
	紅星大龍	50～150%
スペイン		12.04%

(注4) 南アフリカ及びスペインの生産者は、取引価格データを提供しなかったため、調査当局が知ることができた事実（貿易統計データ）に基づき算出。この場合において、正常価格は第三国への輸出価格を用いて算出。

(注5) 中国の紅星大龍は、取引価格データを提供したことから、当該データにより算出。その他の者は、桂柳化工が提出した取引価格データにより算出。

ただし、正常価格については、中国の生産者から、市場経済の条件が浸透している事実が示されなかったため、代替国での販売価格を採用。

(価格情報が企業秘密に該当することから、不当廉売差額率はレンジ表記した。)

(4) 各供給国について、上記(3)の不当廉売輸入の事実に加え、①各生産者には相当程度の余剰生産能力があり、②追加的な増産を吸収できる自国市場及び海外市場は認められず、③日本国内の需要は引き続き概ね横ばいで推移すると考えられることから、不当廉売輸入が課税期間満了後に継続するおそれがあると認められる。

5. 本邦産業の損害の継続又は再発のおそれ

平成20年6月からの不当廉売関税の課税に伴い、輸入量が一旦は減少し、国内産業の状況を示す指標は好転した。しかし、平成22年度以降、不当廉売された輸入貨物の顕著な増加に伴い、国産品の販売量、市場占拠率、売上高が低下する等、国内産業は損害を受けやすい脆弱な状況にある。(表2)

このような状況下、不当廉売輸入による損害の事実が課税期間満了後に継続又は再発するおそれがあると認められる。

(表 2)

年度	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年
3 か国からの 輸入量 (トン)	10,592	4,495	2,027	6,243	8,033
国産品の販売量	100	148	193	183	158
国産品の 市場占拠率	100	201	256	193	169
国産品の売上高	100	205	243	249	219
期末在庫量	100	122	100	95	138
国内需要量	100	74	75	95	93

(注 6) 輸入量を除き、平成 19 年度を 100 とした指数。

Ⅲ. 調査により得られた結論

以上のとおり、いずれの国からも不当廉売輸入の事実があるとともに、国内産業は損害を受けやすい脆弱な状況にあり、不当廉売関税の課税期間満了後に、不当廉売輸入が継続し、その輸入により国内産業に与える実質的な損害の事実が継続し又は再発するおそれがあると認められることから、課税期間を延長することが適当であると考えられる。

不当廉売された貨物の輸入の継続又は再発のおそれの認定にかかる参考資料

(1) 各調査対象国における EMD の余剰生産能力等にかかる検討

	生産能力	国内市場	輸出に関する情報等
南ア	・余剰生産能力有り (稼働率 ¹ 74.5%) ・将来の生産については現状維持。	なし	・主要輸出先は、米国、中国。 ・EU向け輸出は 2008 年 3 月より AD 税課税対象 (AD 税率 17.1%)。EU は現在延長調査中。
中国	・余剰生産能力有り (稼働率 ² 81%) ・将来の生産については一部増加があるものの、概ね現状維持。	・国内需要量約 17 万 8 千トン／年に対し、生産能力は約 27 万トン／年であり、供給過剰状態。	・米国向け輸出は、2008 年 10 月より AD 税課税対象 (AD 税率 149.9%) ・米国は 2 月 3 日付けで課税延長を決定。
スペイン	・余剰生産能力有り (稼働率 ³ 75%) ・将来の生産については現状維持。	なし	・主要輸出先は、ドイツ、ベルギー。

(2) 主要国及び世界全体の EMD の輸入量 (最終報告書 表 9)

年 国名	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
EU (MT)	47,128	45,876	34,733	53,021	44,756	38,364
米国 (MT)	30,145	22,916	17,484	21,918	28,410	24,676
インドネシア (MT)	13,852	25,274	18,575	20,719	20,718	20,651
シンガポール (MT)	7,338	6,509	4,099	5,907	6,959	7,783
その他 (MT)	77,006	58,649	40,237	56,105	62,890	51,160
世界合計 (MT)	175,529	159,224	115,128	157,670	163,733	142,634

(出所 : UN Comtrade)

(3) 日本国内の需要 (最終報告書 表 36 抜粋)

年 国名	2007	2008	2009	2010	2011
需要量 (2007 年を 100 とした指数で示したもの)	100	74	75	95	93

(出所) 財務省貿易統計及び本邦の生産者回答書 様式 B-1、様式 G-2-2

¹ 2012 年について、EMD 輸出量を生産量とみなして算出。² 2012 年について、EMD 年間生産量を年間生産能力で除して算出。³ 2012 年について、EMD 輸出量を生産量とみなして算出。